



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|---------------------------|----------------|---|
| 1139 | 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 1140 | 生活保護法による医療機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 1 |
| 1141 | 生活保護法による医療機関の指定 | (")..... | 2 |
| 1142 | 生活保護法による指定介護機関の廃止 | (")..... | 2 |
| 1143 | 〃 | (")..... | 2 |
| 1144 | 生活保護法による介護機関の指定 | (")..... | 3 |
| 1145 | 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録 | (障害福祉課)..... | 3 |
| 1146 | 毒物劇物取扱者試験の実施 | (薬務課)..... | 3 |
| 1147 | 特定第2号漁業者の同意成立の届出 | (水産振興課)..... | 4 |
| 1148 | 随意契約の相手方の決定 | (警察本部)..... | 4 |

○ 諸報

| | | | |
|--|---------------|--------------|---|
| | 和歌山県収用委員会公示送達 | (収用委員会)..... | 5 |
| | 〃 | (")..... | 5 |

告 示

和歌山県告示第1139号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年5月23日

2 名称

特定非営利活動法人志塾フリースクール和歌山

3 代表者の氏名

山本了輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町5丁目12番9号3階

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもりなどの悩みを持った子供、思春期特有の悩みをもつ若者、その家族、再出発をしたい人のための援助、協力に関する事業を行うことにより、もって社会福祉、教育の拡充に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1140号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされ

る場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------|--------------|-------------|-----------------|
| 有市薬 1-63 | ナショナル薬局 | 有田市箕島130 | 平成 25. 2. 9 |
| 海南薬 39-24 | 阪神調剤薬局和歌山海南店 | 海南市日方1522番地 | 平成 25. 6. 21 |

和歌山県告示第1141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 指定事業所の 名 称 | 指定事業所の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------|------------------|-----------------|----------------------------------|----------------|
| 田訪 19-25 | 株式会社Link | 田辺市上の山1-10-24 | 訪問看護ステーション 和 | 田辺市上の山2-15-45 ロータリービル201 号 | 平成 25. 8. 1 |

和歌山県告示第1142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 届出者の名称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 指定事業所の 名 称 | 指定事業所の 所 在 地 | サービスの種類 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------|
| 有限会社まごころ | 田辺市中辺路町栗栖 川275-1 | 古道“まごころ” | 田辺市中辺路町栗栖 川275-1 | 居宅介護支援事業 | 平成 25. 1. 31 |
| 株式会社城之内デイ サービス | 橋本市野城之内236- 2 | 城之内居宅介護支援 事業所 | 橋本市野城之内236- 2 | 居宅介護支援事業 | 平成 25. 3. 31 |
| 社会福祉法人紀成福 祉会 | 田辺市鮎川1313 | 美山の里ホームヘル パーステーション | 日高郡日高川町初湯 川213-1 | 訪問介護・介護予 防訪問介護 | 平成 25. 3. 31 |
| 株式会社和通 | 和歌山市黒田279-4 | ケアランド紀の川 | 紀の川市豊田43-5 | 訪問介護・介護予 防訪問介護・居宅 介護支援事業 | 平成 24. 12. 5 |

和歌山県告示第1143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|----------------|---------------|-------------|----------|-----------|
| 株式会社リバソン | 和歌山市内原855-5 | まほろば居宅介護支援事業所 | 海南市多田362-7 | 居宅介護支援事業 | 平成25.5.31 |
| 株式会社阪神調剤薬局 | 兵庫県芦屋市大榎町1番18号 | 阪神調剤薬局和歌山海南店 | 海南市日方1522番地 | 居宅療養管理指導 | 平成25.6.21 |

和歌山県告示第1144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|----------|
| 株式会社Link | 田辺市上の山1-10-24 | 訪問看護ステーション和 | 田辺市上の山2-15-45 ロータリービル201号 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 平成25.8.1 |
| 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 | 西牟婁郡上富田町岩田2456-1 | 小規模多機能型居宅介護事業所きずな館 | 田辺市龍神村宮代176番地 | 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成25.8.1 |

和歌山県告示第1145号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する登録研修機関を次のとおり登録したので、公示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 登録番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 実施研修課程 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 登録年月日 |
|---------|------------|----------------|---------------|------------|----------------|----------|
| 3020003 | 株式会社あかりホーム | 和歌山市砂山南2丁目4-17 | 第3号研修（特定の者対象） | 株式会社あかりホーム | 和歌山市砂山南2丁目4-17 | 平成25.9.1 |

和歌山県告示第1146号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び時間

平成26年1月19日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47

(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込の手續

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成25年10月1日（火）から同年11月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 受験申込書の受付期間

平成25年10月21日（月）から同年11月8日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成25年11月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により薬務課宛行うこと。

和歌山県告示第1147号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域 | 区 分 | 加入区の名称 |
|---------------|--|--------|
| 和歌山南漁業協同組合の地区 | 田辺市磯間に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 機船船びき網漁業 (2) 無動力漁船を使用して行うまき網漁業 | 湊浦船びき網 |

和歌山県告示第1148号

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団

体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年8月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
171,322,200円(うち消費税及び地方消費税の額8,158,200円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。
なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年9月30日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年9月10日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 事件名
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事(和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで)並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称
平成25年8月23日付け和収第2号「裁決書正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者
所在不明
土地登記簿表題部所有者 中谷徳松

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年9月30日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年9月10日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

1 事件名

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事(和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで)並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年8月23日付け和収第3号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

住所不明

登記名義人 中谷太郎の法定相続人 中谷貴美子